

V ドイツ

長島 啓記 (常葉学園大学)

はじめに

「教養教育」に当たるドイツ語は何であろう。「教養教育」をどのように捉えるかということにもよるが、まず思いつくのは"Bildung"という語である。この語は、「教養」「陶冶」「教育」などと訳されてきた。また、"Allgemeinbildung" "allgemeine Bildung"という語もあり、「一般陶冶」「一般教育」「普通教育」などと訳されてきた。本来「形成」や「形態」などの意味をもつ"Bildung"という語が現在につながる「教養」や「陶冶」「教育」という概念として用いられるようになったのは、18世紀半ば以降のことである¹⁾。シラー、ゲーテ、フンボルト、シュライエルマッハー、ヘーゲルなど多数の人文主義者、思想家等がこの概念に言及したが、それはおよそ、人間が世界と関わり合うことによって、自己の内面に調和的な全体性・完全性を獲得するという意味で用いられた。そうした中で、外側から定められた特別の目的（例えば職業教育）のためではない「陶冶」「教育」として、"Allgemeinbildung" "allgemeine Bildung"という概念も用いられるようになった。小論ではこの"Allgemeinbildung" "allgemeine Bildung"を一般教育と訳し、それが現在のドイツの初等中等教育機関及び高等教育機関でどのように捉えられ、どのように行われているか、あるいは行われていないのか、検討する。

結論を先に言えば、ドイツの初等中等教育機関では一般教育が行われるが、高等教育機関では一般教育は行われず、専門教育が中心となっている。このことは、ドイツの高等教育機関における教育の特徴の一つとされており、例えば、次のように言われる。「学修は最初から専門的学修である。基礎的な一般教育は、通常13年の初等中等教育で【大学入学資格】（または12年で【高等専門学校入学資格】）を与える、中等学校における大学学修準備教育により行われることとなっている。アメリカのカレッジの意味における『リベラル・アーツ教育』は、ドイツの大学学修システムには存在しない。」（パイザート/フラムハイン、1997、146頁）

一般教育が行われる大学学修準備教育とはどのようなものか、また専門教育が行われる高等教育機関で学修はどのように行われるのか、以下において明らかにする²⁾。

1 前期中等教育段階における教育

州により若干の違いはあるが、4年制の初等教育学校（基礎学校 Grundschule）に続く中等教育学校として、生徒の能力・適性に応じてハウプトシューレ（Hauptschule）、実科学学校（Realschule）、ギムナジウム（Gymnasium）が設けられ、州によっては、これに加えて総合制学校（Gesamtschule）が設けられている。ハウプトシューレは、通常、第5～9学年の5年制であり、修了後に就職して職業訓練を受ける者が主として就学する。実科学学校は、通常、第5～10

学年の6年制であり、修了後に上級専門学校(Fachoberschule)など全日制の職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として就学する。ギムナジウムは、通常、第5～13学年の9年制(一部の州では第5～12学年の8年制)であり、大学進学希望者が主として就学する。なお、1991年以降、旧東ドイツ地域の州を中心として、新しい学校種として、ハウプトシューレと実科学校を併せた形態の学校が設けられており、名称は中間学校(Mittelschule)、中等学校(Sekundarschule)、通常学校(Regelschule)などとなっている。基礎学校やこれら各種の中等教育学校は、一般教育(普通教育)を行う普通教育学校(allgemeinbildende Schule)である。

前期中等教育段階(中等段階Ⅰ)にはさまざまな学校種があるが、その学校種と教育経路について、各州文部大臣会議の協定(「中等段階Ⅰにおける学校種と教育経路に関する協定」、1996年9月、KMK,1996,②)が結ばれている。同協定は次のように述べている。

「中等段階Ⅰの学校種と教育経路の形成は、一般基礎教育(allgemeine Grundbildung)の原則、個人的重点形成の原則、成績に応じた(leistungsgerecht)促進の原則を前提としている。そして、それは次のことによって獲得される。

- 生徒の精神・心・身体の全体的な発達の促進、自主性と決定能力への教育、人格的・社会的・政治的責任への教育
- 学問の認識状態に方向づけられた、またその形成と要求において生徒の年齢に応じた理解能力を考慮した、授業の確保
- 生徒個人々の能力・性向をとらえる、徐々に増加する重点形成
- オリエンテーションの段階の後も教育経路の変更の可能性を開く、移行可能性の確保

また、各学校種については、次のように述べている。

「ハウプトシューレは、生徒に基礎的な一般教育(eine grundlegende allgemeine Bildung)を与える。これは、生徒の成績と性向に対応して、重点形成によって、修了証に応じてとりわけ職業資格を付与する教育経路、また学修資格を付与する教育経路を進む能力を与える。

実科学校は、生徒に拡大された一般教育(eine erweiterte allgemeine Bildung)を与える。これは、生徒の成績と性向に対応して、重点形成によって、修了証に応じて職業資格を付与する教育経路及び学修資格を付与する教育経路を進む能力を与える。

ギムナジウムは、生徒に深い一般教育(eine vertiefte allgemeine Bildung)を与える。これは、生徒の成績と性向に対応して、重点形成によって、中等段階Ⅱにおける修了証に応じて、高等教育機関へ進む能力を付与する教育経路、また職業資格を付与する教育経路を進む能力を与える。」

2 ギムナジウム上級段階における教育

州により若干の違いはあるが、ギムナジウムは9年制(一部の州では8年制)の中等教育学校であり、前期中等教育段階(中等段階Ⅰ)に相当する下級・中級段階と後期中等教育段階(中等段階Ⅱ)に相当する上級段階に分かれている。

現行のギムナジウム上級段階(gymnasiale Oberstufe)の基本的枠組は、各州文部大臣会議の1972年の協定(ボン協定)により規定された。これにより生徒に大きな選択の幅を認める現在

の履修方式の基本が導入された。しかし、同段階の質の向上等をめぐり、選択幅を認める方式を生かしながら質の改善を図ろうとする立場と必修教科やアビトゥア試験教科の数を増やすべきとする立場との基本的対立があり、繰り返し議論がなされ、さまざまな改革が行われてきた。1990年代に入っても、社会・経済の変化や、学校・大学・職業に対する要請の変化等を背景に、その教育の在り方が大きな課題となった。各州文部大臣会議は専門家委員会の最終報告書³⁾等を踏まえ、ギムナジウム上級段階はその目標設定及びそれを支える原理において未だ耐えられるものであるという見解に達した。すなわち、カリキュラム及び組織上の構造の一層の発展は必要であるが、社会・経済の変化にかかわらず、ギムナジウム上級段階で取得される一般大学入学資格は、従来通り、修了資格として、また高等教育機関におけるすべての学修課程のための入学資格として維持されるべきであるという点で合意した。

現在のギムナジウム上級段階における教育の基本を定めているのは、各州文部大臣会議の2000年6月の協定（「中等段階Ⅱにおけるギムナジウム上級段階の形成に関する協定」、KMK,2000,④）である。

(1) ギムナジウム上級段階における教育の目標

同協定は、ギムナジウム上級段階の目標として次のことを掲げている（KMK,2000,④）。

- ① ギムナジウム上級段階は、中等段階Ⅰの訓育・教育活動に基づき、それを深め、広げる。学習・活動の目標は、大学での学修の資格を与える一般大学入学資格（Allgemeine Hochschulreife）であるが、職業訓練への道を可能にするものでもある。
 - ② ギムナジウム上級段階で得られる知識・方法・学習戦略・態度は、専門的に基礎づけられた深い一般教育・学問準備的教育（eine fachlich fundierte, vertiefte allgemeine und wissenschaftspropaedeutische Bildung）によって、及び人格の発達と強化、社会的責任における自己の生活の形成、民主的社会における協力への能力を与える、基本法と州憲法の諸価値に従った訓育（Erziehung）によって、伝達される。
 - ③ 同時に、すべての者を拘束する深い一般教育の枠組は、生徒個人々の性向や能力に対応した個人的重点形成を可能にする。
 - ④ ギムナジウム上級段階における授業は、教科に関連して、教科を結合して（fachuebergreifend）、教科を横断して（faecherverbindend）行われる。一連の教科及び教科群への結びつきによって、一般大学入学資格に必要な構造化された知識、相応する能力が構築される。その際、ドイツ語、外国語及び数学における深い知識・能力・技能は、特別の意義を有している。
- さらに、音楽・芸術、社会科学、自然科学・技術の諸教科、体育、（州の規定により）宗教科または代替教科の授業は、本質的に、ギムナジウム上級段階の目標の実現に役立つ。
- ⑤ 教科を結合し、横断する活動は、一般大学入学資格にとって必要な構造化された知識の構築を支える。それは、連関へのまなざしを確保し、それに必要な活動形式を促進する。教科を結合し、横断する学習形式は、教科の学習を補完するものであり、ギムナジウム上級段階における授業の不可欠の構成部分である。

⑥ ギムナジウム上級段階における授業は、すべての学習領域において、内容的に固有の構造化された一定の (regelorientiert) 知識の獲得と同時に、自主的に学習し、活動する能力、及び自己の学習、思考、判断、行為について反省する能力を得ようとする。授業は、精神的活動、ファンタジー、創造性を促進するのと同様に、一般的に重要な学習・活動の様式としての集中力、厳密性、持続力を強化する。

⑦ 学修能力 (Studierfähigkeit) を明確にするために、次の3つの能力領域の意義が強調される。

—言語表現力、とりわけ簡潔な思考過程の文章による表現。

構造的に、目的に応じて、言語的に正確に文章で表現する能力、必要な文章形式・文章技術をマスターする能力が得ようと努められる。テキストとの適切な交わり、特にテキスト理解、テキスト解明、テキスト解釈、並びに合理的な文章処理 (zeitoeconomische Bearbeitung)、複雑な連関の文章及び口頭による表現、言語的反省への能力が、これに含まれる。

—複雑な外国語テキストを理解して読む。

外国語のテキストを解明し、理解する能力、外国語による専門的な内容について正確に表現する能力が培われる。

—数学的なシンボル・モデルに確実に取り組む。

数学化に取り組み、数学化の問題解決が必要とされる対象領域及び理論形成を、さまざまな数学的領域からの適切なモデルの助けによって解明し、表現する能力、問題を相応する方法と論理的演繹によって解決する能力が培われる。

これらの能力の獲得は、それに適したすべての教科が原則としてこれらの課題を遂行するときのみ、十分に確保される。各州はこのことを、教授プランの開発において確実にする。

⑧ ギムナジウム上級段階における授業を結び付けるメルクマールは、学問的問題設定・カテゴリー・方法に範例的に導入する、学問準備的活動である。

その際、知識領域間の連関を解明するための前提としての、情報と素材の体系的獲得・構造化・活用についての活動方法を解明するための前提としての専門的基礎知識の精通、自主性・自己責任及びチーム能力・コミュニケーション能力 (Team- und Kommunikationsfähigkeit) を支える学習戦略が重要である。

⑨ 生徒はギムナジウム上級段階において——社会見学や外国の学校への滞在によっても——、他の国の人間、文化、社会についての理解を得るべきである。

⑩ ギムナジウム上級段階における教育・訓育活動は職業世界・労働世界の側面も取り上げ、職業世界・労働世界へ準備する。職業能力と学修能力に関して、以下の能力の獲得に同様の特別の意義が与えられる。

—社会的・経済的・政治的・技術的連関の理解

—包括的で複雑な構造における思考

- －知識をさまざまな文脈で活用する能力
- －学習の自己調整、情報獲得の自己調整の能力
- －自己の能力と可能性の現実的評価の能力
- －コミュニケーション能力及びチーム能力
- －決断力

ギムナジウム上級段階においては、さらに、職業分野、労働市場の構造と要求に関する包括的な情報が付与されなければならない。

助言システムには以下の要素が含まれるべきである。

- －学校側：職業選択の授業、企業実習、企業調査、企業見学、学生対象の催し（Studienkundliche Veranstaltungen）、専門実習コースの提供。
- －労働行政側：学校との協議、グループ対話、職業相談、職業情報センターにおける提供。
- －高等教育機関側：午後のオープンキャンパス（Stuidienkundliche Nachmittage）、オープンキャンパス（Studieninformationstage）

⑪ ギムナジウム上級段階は一般教育課程と職業関連教育課程との協力を可能にし、さらなる職業関連専門の受け入れに対して開かれている。」

ギムナジウム上級段階における教育の在り方をめぐるさまざまな議論を経て、現在の同段階における教育では、学問準備的教育（wissenschaftspropaedeutische Ausbildung）へ導くこと、大学での学修能力（Studierfaehigkeit）を与えることが主要な任務であることに変わりはない。特にドイツ語や数学、外国語などの教科に関する深い知識・能力・技能だけでなく、他の教科と並んで、教科結合的・教科横断的な活動が重要視されている⁴⁾。また、チーム能力やコミュニケーション能力が強調されていることにも注目したい。これらによって、「深い一般教育」が確立されるのである。

上記の協定からも明らかであるが、ギムナジウム上級段階では「学問準備的教育」と並んで「人格的発達」が目指されている。このことを、州が定める学習指導要領において再確認しておこう。ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム上級段階の学習指導要領の総則（Richtlinien）によれば、ギムナジウム上級段階における教育は「学問準備的教育へ導く」と「社会的責任における人格的発達を援助する」ことを行うべきであるとされる。「学問準備的学習（wissenschaftspropaedeutisches Lernen）は特に強調された学問志向（wissenschaftsorientiert）の学習であり、それは体系化、方法意識、問題設定、距離を置いてみる（Distanzierung）によって特徴づけられ、また学問的活動の特徴である認知的・情緒的行動様式を含む」とされる。学問準備的学習においては、「基礎的知識」「自主的学習と自主的活動」「反省能力と判断力」という要素が区別されている。そして、人格的発達と社会的責任については、次のように述べられている。「生徒はその個人的能力をいっそう発展させ、活用するべきである。」「生徒は、自己の生活の意味に関する問いへの答を見出すために、価値、価値システム、模範指針（Orientierungsmuster）に取り組むことができるべきである。」「生徒はその社会的能力を発展させ、民主的に形成された社会における生活への積極的な参加を支援されるべき

である。」「生徒は、共に成長するヨーロッパにおける生活、国際的な世界における生活に対して準備されるべきである。」「生徒は学修選択および職業選択において支援されるべきである。」
<MSWWF,1999>

(2) ギムナジウム上級段階における学習

ギムナジウム上級段階では、第11学年は学級単位の授業が行われるが、第12・13学年はコース制がとられ、生徒がコース(教科)を選択履修するしくみとなっている。各教科は、言語・文学・芸術課題領域、社会科学課題領域、数学・自然科学・技術課題領域の3課題領域に分類され、そのほかに宗教科と体育がある。また、各教科ごとに、基礎的な学習を行う基礎コース(Grundkurs)と専門的な学習を深める重点コース(Leistungskurs)とが設けられている。基礎コースは週当たり少なくとも2時間、ドイツ語・外国語・数学では少なくとも3時間、重点コースは週当たり少なくとも5時間、重点コースが3つ以上の場合には少なくとも4時間の授業が行われる。

生徒は、以下のような条件の下で教科・コースを選択する。

1) 各課題領域・教科の時間数

生徒は、第12・13学年の各学期ごとに、週当たりおよそ20時間、基礎コースと重点コースを次のように履修するとされている(KMK,2000,④)。

- 言語・文学・芸術課題領域の教科(コース)では、4学期間に合計少なくとも28週時間⁵⁾
- 社会科学課題領域の教科(コース)では、4学期間に合計少なくとも16週時間
- 数学・自然科学・技術課題領域では、4学期間に合計少なくとも22週時間
- 宗教科については、それぞれの州の規定を適用
- 体育については、4学期間に少なくとも8週時間

2) 教科(コース)の選択

第12・13学年における教科・コースの選択履修は、次のように行われる(KMK,2000,⑤)。

- 言語・文学・芸術課題領域：ドイツ語(言語及び文学を含む)4コース、外国語2コース、文学または芸術教科2コース
- 社会科学課題領域：歴史または歴史が確固とした部分として教えられる他の社会科学教科4コース。歴史が確固とした部分として教えられない社会科学教科を選択する場合は、少なくとも歴史を2コース
- 数学・自然科学・技術課題領域：数学4コース、1つの自然科学教科4コースまたは2つの自然科学教科各2コース

3) 重点コースの選択

生徒は重点コースを2つ選択しなければならない。これを3つ以上とするかどうかは、各州に任されている。重点コース(教科)の一つは、ドイツ語、外国語(中等教育段階Iから継続して履修)、数学、自然科学教科のいずれかでなければならない。ドイツ語を重点コース(教科)とする場合、数学か外国語のいずれかがアビトゥア試験教科とされなければならない。

生徒は、このような条件の下で教科を選択・履修し、最終学期にアビトゥア試験（通常は4教科、そのうち2教科は重点教科）を受ける。その成績と平常の教科の成績とが総合的に判定されて、合格者には大学入学資格（アビトゥア）が授与される。大学入学資格を取得した者は、原則として、希望する大学・課程に入学することができる。

3 高等教育機関における教育

高等教育機関ではいわゆる一般教育は行われず、専門教育のみが行われている。第二次大戦後にイギリス占領地区で作成された、大学の在り方に関する基本文書である「青色鑑定書」は、改革の一つとして「一般教育」（studium generale）の導入を提案したが、根づくことはなかった⁶⁾。その後、現在に至るまで、大学における教育の在り方はさまざまに問題にされたが、一般教育を導入すべきかどうかということが大きな議論のテーマとなることはなく、特に高等教育の大衆化の進展以後は、在学期間が長期化して学生がなかなか修了せずに滞留しているという状況をどう改善するかといった点や、専門教育の質の向上をどう図るかという議論がもっぱらであった。

また、ドイツの大学には、学生が自らの計画・責任に基づいて学修（Studium）を進める、いわゆる「学修の自由」の伝統がある。大学での学修は専門に関する学修であるが、学生は修了資格と関係のない専門外の学修を行うことも可能である。しかし、それは修了の要件とされていない。

(1) 学修の目標に関する法規定

高等教育制度の一般的枠組を定めた連邦法である高等教育大綱法（Hochschulrahmengesetz）は、学修の一般的目標について定めている。また、各州が定めている高等教育法にも同様の規定があり、職業に関する専門的知識や方法の習得、学術あるいは芸術活動、法治国家において責任ある行動のできる人間の育成ということが示されている。高等教育大綱法、ノルトライン・ヴェストファーレン州高等教育法における学修の目標に関する規定を示せば、以下の通りである。

高等教育大綱法 第7条：学修の目標「教育及び学修は、学生に対し、職業上の活動分野への準備をさせるとともに、そのために必要とされる専門的な知識、技能及び方法をそれぞれの学修課程に即して伝達することにより、学生が学術的活動又は芸術的活動及び自由で民主的・社会的な法治国家における責任ある行動ができるようにするものとする。」

ノルトライン・ヴェストファーレン州高等教育法 第81条：教育及び学修の目標「教育及び学修は、職業世界における要請及び変化並びに専門を包括する関連を考慮し、学生に対し、そのために必要とされる知識、技能及び方法をそれぞれの学修課程に即して伝達することにより、学生が学術的及び芸術的活動、学問的認識及び方法の活用、学問的認識の批判的分類、自由で民主的・社会的及び自然的な生活基盤を拘束する法治国家における責任ある行動ができるようにするものとする。」

このような目標に基づく学修を経て修了することになるが、修了については、「職業資格を付与する修了（berufsqualifizierender Abschluss）」ということが規定されている（例えば、高

等教育大綱法第10条：学修課程「(1)学修課程は、職業資格を付与する修了へ導くことを常例とする。・・」)。

(2) 学修課程

学修課程 (Studiengang) は、ディプローム試験により修了する課程、マギステル試験により修了する課程、国家試験により修了する課程に大別される。ディプローム試験により修了する課程では、修了試験は通常一つの主専攻科目 (Hauptfach) において行われる。自然科学、工学、社会科学の課程にディプローム学修課程が多い。マギステル試験により修了する課程では、修了試験は通常一つの主専攻科目と二つの副専攻科目 (Nebenfach)、あるいは二つの主専攻科目において行われる。言語・文化科学の多く、社会科学、経済学の一部、及び工学、自然科学のごく一部にマギステル試験課程が設けられている。国家試験による修了する課程は、①伝統的に官吏の養成に関係する課程 (法律家、教員)、②国家の監督を必要とする課程 (医師、歯科医師、獣医、薬剤師、栄養士) において行われている。なお、ディプローム学修課程の修了者にはディプローム学位 (専門学科名が付される)、マギステル学修課程修了者にはマギステル学位 (専門学科名は付されない)、国家試験による修了する学修課程の修了者には国家資格が授与される。

学修課程ごとに、学修の目安を示した学修規程 (Studienordnung) と修了試験の詳細について定めた試験規程 (Prüfungsordnung) が定められている。学修の目安を示す学修規程は、各大学が定める⁷⁾。試験規程も各大学が定めるものであるが、高等教育大綱法及び各州の高等教育法は、州所管省の認可を必要とすることを定めている。なお、各州文部大臣会議と大学学長会議は共同で、各大学が定める試験規程の範型となる大綱試験規程を決議している。

また、これらの課程のほかに、近年、バachelラー学修課程とマスター学修課程が設けられている。両課程は、在学期間の長期化の是正、国際的に通用する学位制度の創設などを目的として設けられた課程であり、既存の学修課程と並存するかたちになっている。

(3) ディプローム学修課程、マギステル学修課程における学修

学修課程は、基礎学修 (Grundstudium) と専門学修 (Hauptstudium) とに分かれている。基礎学修の期間はたいてい4セメスターであり、それぞれの専攻の一般的基礎について学ぶものとされている。基礎学修は、通常、中間試験 (またはディプロム予備試験) によって終わる。専門学修は、それぞれの専攻に関する学修の深化に役立つものとされている。基礎学修においても、専門学修においても、それぞれの専攻に関する基礎と専門について学修されるのであり、一般教育は行われぬ。

基礎学修と専門学修においてどのように学修が進められるのか、ケルン大学の生物学 (ディプローム)、ドイツ語学 (マギステル) を例として、具体的に見てみよう⁸⁾。学修期間、学修の開始 (冬学期からか夏学期からか)、学修するに当たり特に求められている前提、学修の構成・内容、ディプローム試験・マギステル試験などである。大学により若干の相違があることは言うまでもないが、ディプローム学修の方が、取得が求められる成績証明・受講証明の数が多しなど、

履修内容が比較的厳格に定められているのに対し、マギステル学修は比較的自由度が高いことが明らかである。そして、いずれの場合も、一般教育は行われず、専門教育が中心となっている。

1) ケルン大学数学・自然科学部「生物学」学修課程における学修（ディプローム学修）

○学修期間： 試験を含めて10セメスター（標準学修期間）

○学修開始： 冬学期

○特別の学修前提： 英語の十分な知識

○学修の構成・内容・要求： 学修は基礎学修と専門学修に分かれている。必修領域・選択必修領域・選択領域における学修の範囲は、合計192SWSであり、そのうち選択領域は17SWSである⁹⁾。

○基礎学修（第1-4セメスター）： 必修領域において75SWSの範囲で履修が、そして下記の成績証明と受講証明の取得が求められる。

第1セメスター

講義生物学入門	5SWS		
講義動物学入門	5SWS		
講義生物学者のための数学 I	2SWS		
自然科学者のための一般化学	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
植物学初学者のための生物学演習 I	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
動物学初学者のための生物学演習 I	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
生物学者のための数学演習 I	2SWS	成績証明 1	受講証明 1

第2セメスター

講義自然科学者のための実験物理学 I	4SWS		
講義生物学者のための有機化学	4SWS		
植物学初学者のための生物学演習 II 又は	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
動物学初学者のための生物学演習 II	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
生物学者のための化学実習（無機）	5SWS	成績証明 1	受講証明 1

第3セメスター

講義生化学入門（ゼミナール）	5SWS		
自然科学者のための物理学実習	4SWS		
生物学者のための化学実習（有機）	6SWS	成績証明 1	受講証明 1
初学者のための生化学演習（講義のない期間）	4SWS	成績証明 1	受講証明 1

第4セメスター

講義遺伝学入門	3SWS		
講義発生生物学入門	2SWS		
遺伝学初学者演習	4SWS	成績証明 1	受講証明 1
場合により物理学実習の継続			

選択領域

植物学研修旅行・動物学研修旅行

(まだ選択されていない) 植物学又は動物学初学者のための演習Ⅱ

生物学者のための講義Ⅱ・演習Ⅱ

自然科学者のための実験物理学Ⅱ

○ディプローム予備試験： 次の科目について15～45分の口述試験が行われる。

植物学

動物学

化学

物理学又は物理化学

○専門学修(第5-8セメスター)： 専門学修では一つの専攻科目と二つの副専攻科目を選択する。

主専攻科目

生化学、植物学、発生生物学、遺伝学又は動物学

中級者のための演習 40SWS 成績証明2 受講証明2

第一副専攻科目

生化学、植物学、発生生物学、遺伝学又は動物学

中級者のための演習 30SWS 成績証明2 受講証明2

第二副専攻科目

生化学、植物学、発生生物学、遺伝学又は動物学(生化学が主専攻科目又は第一副専攻科目として選択されていない限りでのみ)

中級者のための演習 30SWS 成績証明2 受講証明2

又は

生化学(主専攻科目又は第一副専攻科目として選択されていない限りで)

中級者のための演習 40SWS 成績証明2 受講証明2

又は

有機化学

生物学者のための実習 セミナール 30SWS 成績証明2 受講証明2

又は

物理化学

物理化学実習 8SWS 成績証明2 受講証明2

又は

物理学

物理学実習Ⅰ・Ⅱ およそ8SWS 成績証明2 受講証明2

又は

数学

2 時間の演習 3 つ・プログラミングコース 1 つ

およそ 8SWS 成績証明 2 受講証明 2

試験局へ申請して認められた他の生物学科目

○選択必修学修

生化学、植物学、発生生物学、遺伝学又は動物学を選択

2 つのゼミナール 研究発表

4SWS 成績証明 2 受講証明 2

又は

少なくとも 10 日間の中級者のための研修旅行及び中級者のための 1 つのゼミナール 研究発表

○ディプローム試験 (第 9-10 セメスター)

主専攻科目と二つの副専攻科目における最長 45 分間の口述試験

3 か月の準備期間と 9 か月の作成期間によるディプローム論文

2) ケルン大学哲学部「ドイツ語学」学修課程における学修 (マギステル学修)

○学修期間： 試験を含め 9 セメスター (標準学修期間)

○学修開始： 冬学期又は夏学期

○特別の学修前提： ドイツ語学の学修のための前提は、ドイツ語の表現と筆記に精通していることである。中間試験までに、ギムナジウムでのラテン語 3 年間履修程度のラテン語知識、及び英語又は他のヨーロッパ語の十分な知識が証明されなければならない。

○学修の構成・内容・要求： 専攻の対象は、始まりから現代までの文化的・社会的コンテクストにおけるドイツ語及びドイツ文学の体系的・歴史的取り扱いである。それに応じて、ケルン大学における学修は、古典ドイツ語・文学、ドイツ語学、近代ドイツ文学という 3 領域に分かれている。学修は基礎学修と専門学修に分かれている。

○基礎学修 (第 1-4 セメスター)： 24SWS の受講と下記の成績証明・受講証明の取得が求められる。

学修開始前に義務づけられている学修相談	受講証明 1
古典ドイツ語・文学入門ゼミナール	4SWS 成績証明 1
ドイツ語学入門ゼミナール	4SWS 成績証明 1
近代ドイツ文学入門ゼミナール	4SWS 成績証明 1
古典ドイツ語・文学の授業 2 つ	4SWS
ドイツ語学の授業 2 つ	4SWS
近代ドイツ文学の授業 2 つ	4SWS

○中間試験： 古典ドイツ語・文学、ドイツ語学、近代ドイツ文学の 3 領域のうち 2 領域に関係する 4 時間の筆記試験。

○専門学修 (第 5-8 セメスター)： 学修の時間と要求度は、主専攻科目と副専攻科目にお

いて異なっている。

主専攻科目

3領域のうち2領域が選択されなければならない。34SWSの授業が履修され、以下のよ
うな成績証明、受講証明が取得されなければならない。

選択した2領域の二つの主要ゼミナール 4SWS 成績証明 2

一つの主要ゼミナール 2SWS 受講証明 1

4つの講義 8SWS

言語・文化理論の授業1つ(予備ゼミナール、コロキウム又は上級ゼミナール)
2SWS

少なくとも2領域の授業6つ(予備ゼミナール、コロキウム、上級ゼミナール、演習)
12SWS

新しい研究方法等についてのコロキウム又は上級ゼミナール1つ
2SWS

学際的な授業1つ 2SWS

文学又は言語学・Berufsbildに関する授業1つ 2SWS

副専攻科目

3領域のうち1領域が選択されなければならない。10SWSの授業が履修され、下記の成
績証明が取得されなければならない。

選択した領域の主要ゼミナール1つ 2SWS 成績証明 1

選択した領域の授業1つ 2SWS

他の授業3つ(予備ゼミナール、コロキウム、上級ゼミナール又は演習)
6SWS

○マギステル試験(第9 Semester)

主専攻科目

- ・6か月の経験的テーマによる、作成期間4か月のマギステル論文
- ・4時間の筆記試験
- ・45分間の口述試験

副専攻科目

- ・4時間の筆記試験

(2) バチエラー学修課程における学修

ドイツの大学及びそこで取得される学位が国際的魅力を失っているとの危機感等を背景に、
1998年8月の高等教育大綱法改正の一環として、「バチエラー」(Bachelor)と「マスター」
(Master)の導入が規定された。同法第19条は、バチエラー(またはバカロレウス
Bakkalaureus)およびマスター(またはマギステル Magister)を授与する学修課程を試行的に設

けることができると規定している。このうちバチェラー（またはバカロレウス）は、試験により、最初の職業資格を付与する修了として与えられ、その修業期間は少なくとも3年、最長4年である。マスター（またはマギステル）は、試験により、より上級の職業資格を付与する修了として与えられ、その修業期間は少なくとも1年、最長2年である。両方の課程が連続する場合は、全修業期間は最長5年とされる¹⁰⁾。バチェラーとマスターの学位は既存の学位と並存するものであり、とって代わるものではないとされる。

バチェラー学修課程については、従来のディプローム学修課程やマギステル学修課程におけるような基礎学修と専門学修は設けられておらず、「単位制」（クレジット・ポイント・システム）が導入されている。バチェラー学修課程においても、一般教育は行われず、専門教育が行われている。

(3) 一般教育的な学修

各大学は、通常、提供している授業等を網羅した講義目録（Vorlesungsverzeichnis）を作成している。それには学部ごとに講義や演習等の題目、担当者、時間等が示されており、学生が学修規程や試験規程に基づき、学修計画を立て、学修を進めていくための一助となるものである。この講義目録には、各学部毎の講義や演習だけでなく、すべての学部の学生に共通に提供されている学修も示されている。

例えば、ボン大学では"STUDIUM UNIVERSALE"として、他の学問領域への洞察や一般的問題への指針、外国語などの補完的な知識を得ようとする者を対象とした、次のような一連の授業が提供されている（Universitaet Bonn, 2001, S.107-114）。これらは、すべての学部の学生を対象としているが、受講が義務づけられているわけではない。なお、学外の一般の人でも受講が可能とされているようである。

- ・ 講義と演習： 言語、造形芸術、音楽、女性研究、政治教育など
- ・ 連続講演・連続講義： Akademische Kunstmuseum によるものなど
- ・ 個別講演・特別催し： 講演、コンサートなど
- ・ 外国語： アルバニア語、アラビア語、日本語など 61 言語
- ・ 速記
- ・ 音楽： 音楽同好会、室内合唱団、ジャズ
- ・ Dies academicus
- ・ 造形芸術・ダンス
- ・ クラブ（Arbeitsgemeinschaft）： 映画、女性研究など
- ・ ドイツ史・東方文化学修： 連続講演「東中欧・東欧におけるユダヤ人とドイツ人」など

また、ケルン大学でも、すべての学部の受講者のための講義・催しとして、福音派神学講義、医学講義、数学自然科学部物理学講義「現代物理学の世界像」、女性学講義「聞きなれぬ声—民族学とフェミニズム」、高齢者学修、フランス語・イタリア語など外国語、音楽同好会、外国人

教育学、メディアと文化コミュニケーション、学術論文の書き方 (wissenschaftliches Schreiben)、古典文学講義「ギリシャ喜劇」、合奏、外国語としてのドイツ語などが、提供されている (Universitaet zu Koeln, 2001, S.259-281)。

おわりに

大学入学資格を与えるギムナジウム上級段階、専門教育が中心である大学における教育・学修の目標や内容、構成について概観した。

ギムナジウム上級段階における教育は、生徒に共通の基礎教育を確保するとともに、個々の重点形成を可能にするとして、詳細に定められた条件に従い、生徒が教科を選択・履修する仕組みになっている。同段階では、学問準備的教育だけでなく人格的発達も重んじられている。また、各教科の学習や教科結合的・教科横断的な学習によって、知識や技能だけでなくコミュニケーション能力やチーム能力の獲得なども強調されている。

そのような一般教育を受けた者が入学する大学では、一般教育的な授業が開設されていないわけではなく、また「学修の自由」の伝統に基づき、専門と関係のない学修も可能とされているが、やはり専門教育が中心である。ケルン大学の2つの学修課程について構成と内容を概観したが、「生物学」におけるようにディプロム学修課程では学修の枠組が比較的厳格に定められているのに対し、「ドイツ語学」におけるようにマギステル学修課程では学修の内容の枠組がそれほど厳格ではない。いずれにせよ、専門教育が中心であり、学修課程を修了し学位を取得するための要件として一般教育は課されていないのである。

1) Lenzen, D. / Moellenhauer, K. (Hg.), 1983, S.350-356, Schaub, H. / Zenke, K. G., 1997, S.74-75, シェルスキー, 1970, 87-98頁, 野田, 1997, 17-19頁, リンガー, 1992, 54-57頁

2) ドイツでは、初等中等教育機関は学校であるが、高等教育機関は学校ではなく、異なる範疇に属している。「学ぶ」「学習」という語についても、初等中等教育においては lernen (学習する)、Lernen (学習) が用いられ、高等教育においては studieren (学修する)、Studium (学修) が用いられる。小論では、このことを区別するために、Studium を「学習」ではなく、「学修」とした。

3) KMK, 1995, ①

4) Landesinstitut fuer Schule und Weiterbildung, NRW, 1999 によれば、教科結合的 (fachuebergreifend) とは、ある教科の授業におけるテーマに他の教科からの関連するテーマが結合・統合されることを示している。例えば、ドイツ語の授業におけるテーマ「世紀の転換期における文学——近代のショック」に、物理から「世紀の転換期における物理学の新しい基礎的認識——アインシュタインの相対性理論」、歴史から「西欧産業国における社会変革」、心理学から「フロイトによる心理学における無意識の発見」、美術から「世紀転換

期における芸術の新しい視点：表現主義とキュービズム」が結びつけられるというようにである。教科横断的 (facherverbindend) とは、さまざまな教科の授業において、ある共通の対象、共通のテーマがそれぞれの教科の観点から取り扱われることを示している。例えば、テーマ「騒音」は、物理では騒音の測定と数量化、生物では生物学的・生理学的現象と騒音の影響、地理では騒音の都市問題、社会科学では騒音の社会的・雇用政策的側面が取り扱われるといったようにである。

- 5) 週当たり1時間の授業を1学期間継続すると1週時間 (Wochenstunde) となる。例えば、重点コースの教科は通常、週当たり少なくとも5時間の授業が行われるから、これを1学期間履修すると5週時間である。
- 6) シェルスキー、1970、237-238頁
- 7) 学修規程は、高等教育大綱法が制定された当初は、州の所管省の認可を必要とされていたが、その後、同法の改正により届け出制とされ、さらにその後の改正により、届け出に関する規定も削除された。
- 8) Universitaet zu Koeln、②
- 9) 1セメスター週時間 (SWS) とは、週当たり1時間の授業を1セメスター継続すること。例えば、生物学入門の講義が週1時間、1セメスター行われると、1SWSとなる。
- 10) バチェラー及びマスターについては、申請に基づき、これらの学位の授与証に英語の訳を添付することも規定されている。バチェラーとマスターを授与する可能性を得ることにより、ドイツの大学は、外国からの学生にとって魅力的になるだけでなく、外国に活動の場を求めようとするドイツ人修了者の職業機会も改善されるといわれる。なお、2001年3月現在、合計621のバチェラー学修課程及びマスター学修課程が設けられている。

<参考文献>

- Bund-Laender-Kommission fuer Bildungsplanung und Forschungsfoerderung(BLK),
Bundesanstalt fuer Arbeit, Studien- & Berufswahl 2000/2001, 2000
- Bundesministerium fuer Bildung und Forschung (BMBF) , HRG Hochschulrahmengesetz,
1999
- Landesinstitut fuer Schule und Weiterbildung,NRW, Fachuebergreifender und
facherverbindender Unterricht in der Gymnasialen Oberstufe, 1999
- Lenzen,D./Mollenhauer,K. (Hg.) ,Theorien und Grundbegriffe der Erziehung und
Bildung, Enzyklopaedie Erziehungswissenschaft Band 1, Klett-cotta, 1983
- Ministerium fuer Schule und Weiterbildung, Wissenschaft und Forschung des Landes
Nordrhein-Westfalen (MSWWF) , ① Richtlinien und Lehrplaene fuer die Sekundarstufe II
- Gymnasium/Gesamtschule, 1999, ② Hochschulgesetz, 2000
- Rheinische Friedrich-Wilhelms-Universitaet Bonn, Vorlesungsverzeichnis fuer das
Sommersemester 2001, 2001

Schaub,H./Zenke,K.G., Woerterbuch Paedagogik , Deutscher Taschenbuch Verlag,
2.Auflage, 1997

Staendigen Konferenz der Kultusminister der Laender in der Bundesrepublik Deutschland (KMK) ,

① Weiterentwicklung der Prinzipien der gymnasialen Oberstufe und des Abiturs,
Abschlussbericht der von der Kultusministerkonferenz eingesetzten
Expertenkommission, 1995, ② Vereinbarung ueber die Schularten und Bildungsgaenge im
Sekundarbereich I (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 03.12.1993 i.d.F. vom
27.09.1996) , ③ Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland 1999, 2000, ④
Vereinbarung zur Gestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II (Beschluss
der Kultusministerkonferenz vom 07.07.1972 i.d.F. vom 16.06.2000) , ⑤ Die
gymnasiale Oberstufe in der Bundesrepublik Deutschland (Beschluss der Kultusminister-
konferenz vom 30.01.1981 i.d.F. vom 16.06.2000)

Universitaet zu Koeln, ① Vorlesungsverzeichnis fuer das Sommersemester 2001, 2001, ②
Studienfaecher von A-Z, <http://www.uni-koeln.de/>

天野正治・結城忠・別府昭郎編著「ドイツの教育」東信堂、1998

H.シエルスキー、田中・阿部・中川訳「大学の孤独と自由」未来社、1970

野田宣雄、「ドイツ教養市民層の歴史」講談社学術文庫、1997

H.バイザート/G.フラムハイン、訳者代表小松・長島「ドイツの高等教育システム」玉川大学
出版部、1997

F.K.リンガー、西村稔訳「読書人の没落」名古屋大学出版会、1992